

特別支援教育 就学奨励費



○受付期間

令和7年4月7日から
令和8年2月28日まで

○対象者

・市内在住の特別支援学級に在籍する
小・中学生の保護者

・学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の
程度に該当する小・中学生の保護者

※ 経済的に困りであることを審査の上、認定します

○支給方法

保護者口座へ振込

※ 年間3回程度に分割して振込

○申請方法

彦根市電子申請サービス
または、特別支援教育就学奨励費受給申請書

QRコード



← 電子申請はこちらから

※ 詳細については、
彦根市ホームページをご確認ください



U R L https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1257

彦根市教育委員会事務局 学校教育課
(電話番号) 0749-24-7973

受給申請から支給まで



ステップ①



受給申請

彦根市電子申請サービスの入力項目に沿って、児童生徒の情報や振込先の口座等を入力ください。

※ 口座情報を入力するため、通帳を準備ください。

ステップ②



審査結果

審査結果は書面で通知します。認定の場合は、学校から交付します。

※ 審査結果が出るまで、学校給食費は通常とおり生じます。

認定の場合は、1回目の支給時に給食費を含めて支給します。

ステップ③



支給

認定の場合、申請時に記載の保護者口座へ就学援助費を振込します。

※ 年間3回程度に分けて振込します。

（参考：令和6年度） 8月末、12月末、2月末

※ 口座名義人の名前等、口座情報が申請後に変更になる場合は、学校教育課まで必ず連絡をしてください。

連絡がない場合、口座エラーにより振込することができません。

※ 申請された月の翌月が認定月となります。また、支給額は、認定月により異なります。

※ 昨年度に認定された方も、学年が変わると新たに申請が必要です。

※ 認定後、引越し等により彦根市から転出する場合は、学校教育課まで連絡ください。

